

会 議 名	植田正治写真美術館公金横領事件調査特別委員会（第3回）
開 催 日 時	令和8年9月28日（月） 午前8時59分
案 件	<p>○調査事項</p> <p>（1）入館者数、入館料の差異発覚の経過</p> <p>（2）提出資料の説明</p> <p>（3）提出資料の調査</p> <p>○今後の日程について</p>
出 席 委 員	<p>委員長 乾 裕 副委員長 其山 守美</p> <p>委 員 堀田 信二 委 員 長谷川 満</p> <p>委 員 杉本 大介 委 員 杉田 真也</p> <p>委 員 大床 桂介 委 員 大森 英一</p> <p>委 員 上田 博文 委 員 永井 欣也</p> <p>委 員 森下 克彦</p>
欠 席 委 員	—
出席を求めた説明員	本庄直哉教育次長、吉野真奈美館長
事 務 局	書記 木村利郎 書記 澤田名奈子 書記 小村 健
会 議 事 項 及びその結果	別紙のとおり

(午前 8 時 59 分開会)

○委員長（乾裕君） 皆さんおはようございます。だいまから、植田正治写真美術館公金横領事件調査特別委員会第 3 回目でございますを開会いたします。

本日は、報道各位の皆様の傍聴を許可しております。どうかよろしく願いいたします。

撮影を許可しております。

なお、本日の委員会でございますけども、美術館からですね、証拠書類といいますか、そういった重要な今日は資料の確認と、それからそれについて教育委員会次長の本庄次長から現館長の吉野美術館館長に今日は来ていただいております。

説明員ということで、この後、資料をもとに説明を、具体的な説明を行う予定でございます。

今日の焦点といいますか、どういった方法で横領が行われたのか。それを示す資料はどれとどれなのか、そういったものを今日は具体的にお話を願いたいと思います。

そうやって今日の会はずですね。今回の事件の手口についてしっかりと検証し、明らかにしたいと思いますのでどうかよろしく願いいたします。

なお、報道各位におきましてはですね、委員会をですね、今後の調査の上で支障をきたす恐れがございますので、証拠書類についてはですね、その撮影については禁止をさせていただきたいと思います。この会議のやり取りの中で汲み取っていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

そうしますと、調査事項に入りたいと思います。

最初にですね、一番の入館者数と入館料の差異発覚の経過についてですね、教育委員会の本庄次長の説明員からまずご説明をお願いしたいと思います。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） そうしますと説明をさせていただきたいと思います。経過についてということもありますので、一度全員協議会の方でもお話をさせていただきましたが、重複する部分もあろうかと思いますよろしく願いいたします。

まず（1）番ということで、入館者数入館料の差異発覚の経緯についてでございます。

何度かご説明しておりますが、令和 8 年度になりまして、美術館の館長の方が変わって、令和 7 年度決算の資料ということで、現美術館館長の方で、前美術館館長の方から資料の在りか等場所を確認していただきまして、決算資料の方を一旦作っております。

その後ですけれども、別の調査ということで言わせてもらってますけれども、ロードサービスをする企業さんの、会員特典、よく割引の特典がありますけれども、そちらの会員の方の割引の特定、大体何人ぐらいのこと方が美術館の方で訪れられて、会員特典を受けられたかということ、を毎月報告をしております、そちらの報告の方が会計年度任用職員の方が作りまして現館長の方に決裁を取りにきております。

その時点で、令和7年度分の全体の入館者数も当然毎月の報告ですんで入ってまいりますので、その入館者数の数字と、それ以前に7年度決算資料ということで作りまして入館者数の数字が違っていたということで、ちょっとそこに差異があったということで確認を今の館長の方は始めております。

確認しますと、決算資料の方を基にした資料の方の毎月の数字と、ロードサービスに報告しておりました毎月の数字が違っておりまして、企業さんの方に報告する数字というのは、毎月、会計年度任用職員が月計表を作って、印刷したものを報告と一緒に綴じておりました。

ですんで制作した時点でできていた数字と、あと今、決算のときに使った数字というのは決算時にフォルダーの方にデータが入ってますんで、そちらのデータの方の数字をもとに作った数字ということになりますが、これに差異があったということで、ちょっとおかしいんじゃないかということで令和7年度だけでなくですね、令和6年令和5年度遡ってちょっと確認しております。その段階で、どの年度も人数が違っているということがわかりまして、次はですね、入館料の方もちょっと心配になってくるということで、あわせて確認をしたところ、やはりこちらにも差異があるということで、私、次長の方に報告をいただいております。

その段階からの再調査をかけまして、やはり前館長の方ですね、令和元年度から令和7年度の間、務めておられますけれども、その間の日計表をもとに積み上げた数字、入館料、入館者数と実際の決算ということで町に納められてる入館料、決算資料で報告や入館者数がいずれも違うということで、これは、もう本人に聞くしかないということで聞き取りの方を実施させていただきました。聞き取りについては、私と教育長と総務課長3名で、前館長の方に来ていただきまして聞き取りをしました。

その聞き取りの内容については、具体的には、この入館者数と入館料の違いは何ですかということで、原因は何でしょうかということでお聞きしましたがけれども、その時点で、前館長の方からお金を取っておりましたということと、それをごまかすためにいろいろ資料の方の調整をしました。ということで、正直にお話をいただいたところでございます。

その時点で、発覚をしましたので、町としては、これまでの経過をたどって現在に至っているというところでございます。

ちなみにといいますか、着服した用途は何ですかということは確認をしてるんですけども、そちらにつきましては、住宅ローンの返済であるとか生活費に充てたということで、特にギャンブル等に充てたということではないというふうに本人は言っておられます。

現在は、損害賠償についてですとか、刑事告訴に向けて警察の方で弁護士さんの方と相談をしている最中でございます。経過につきましては以上でございます。

○委員長（乾裕君）　ありがとうございます。そうしますと、具体的な資料の説明をお願いをしたいと思いますが、先ほども述べたようにですね、横領をどのような方法で思ったのかっていうとそれを示す資料、から入館者数と実際の入館料の収入についてですね、差額はどれぐらいだったのかとかですね。そういったことを具体的にですね、ご説明をいただきたいと思います。その資料の確認ですけども、上田博文委員それから杉田真也委員に代表でその資料の実際に手を取ってですね、手に取っていただいて確認をしていただきたいと思いますので、その点よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（乾裕君）　そうしますと、お二方、実際見てやってください。先に資料の説明をお願いします。

○説明員（教育次長　本庄直哉君）　そうしますと先に資料の説明をさせていただきたいと思います。タブレットの方に入れている部分もありますので、ちょっと順番にご紹介をさせていただけたらと思います。

調定収入済み金額との比較ということで、平成31年度から令和7年度にかけての、上の段が収入金額と実際に収入された金額、下の段が入場者数の比較となっております。

これにつきましては、事前に提出を求めるということで書類と通知いただいておりますけども、（１）の7年間の入館者数、あとは入館料収入、あとはですね、そういったところを資料になるというふうに考えております。

少しご説明をさせていただきますと、1枚目の方に各年度の集計を載せておりますけども、ちょっと2枚目を見ていただきますと、例えば、令和元年ですけども、各月の左側に改ざん後、

改ざん前ということでつけておりますが、改ざん後というのはですね、先ほどご説明しました決算資料を作成する上で、残っているデータの数字、あるいは理事会等で提出している決算のときの資料の数字になります。

その下の改ざん前という数字は、先ほど言いましたロードサービスの報告をする際に、利用して当時作った金額の数字となっております。4月から3月までを順に載せておりまして、赤字で書き赤の方で収支をつけているところが、前後で数字に差異があった部分ということになります。ですんで、令和元年で言いますと、令和2年の3月に一般の入館者数のうち個人の方ですね、改ざん前ということで日計表の積み上げであれば、1,219人の方の入館があったということになってますが決算資料の方では887人ということで、332人の差が出ております。

入館者数につきましては、その人数差となりますので入館料ですね。29万8,800円の差。

同じように、大学、高校生の入館者数、小中学生の入館者数等に差異が見られまして、合計しますと、人数で508人、金額にして38万円の差が出ております。令和3年度につきましてはこの金額とこの人数の差が表となっております。このようにして、毎年度差が出ている部分について印をつけておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

ちょっと1枚目に戻っていただきまして、合計ということになりますが、合計しますと、平成31年、令和元年から令和7年度の間に上の金額で言いますと、町会計の人収額というのが日計表元に積み上げた数字、本来の入館料ということになります。

町の収入金額っていうのは、この決算で、実際に町に入金があった額、真ん中の実際の金額というのが、日計表積み上げて、本来、入っていたであろう額ということになります。この差額というのが、今のところですね。7年間で2,635万2,800円ということになっております。

同じようにして、実際の入場者数との比較につきましては、そこも含めておりますが、平成31年から令和7年度の7年間で1万6,387人の差が出ているということになります。

次の資料になりますけども、こちらの方は、令和元年度ですけども、実際左側の欄は、日ごとに、いくらのお金があったか、入場料金があったかという表となっております。入館料と売店売り上げがそれぞれ書いてますが、今回問題になっているのは入館料の方でございます。

右側が、公会計収入の状況ということで、実際に、町の方に入館料として金融機関に直接納めておりますけども、納められた日にちとその金額を載せております。例えばですね、令和元年度で言いますと4月1日から5月12日ぐらいまでの入館料については、金融機関の方に納めておらず、1ヶ月後の5月13日に85万9,400円と265万2,850円を納めているということに

なります。ちょっとこの辺の日にちの差については、後ほどご説明をさせていただきたいと思います。

この資料につきましては、事前に提出を求められている資料で言いますと、銀行への入金記録ということにさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、決算の資料を見ていただきたいと思います。これは、令和7年度の主要な施策の成果で、ちょっとまだ説明をさせていただいておりませんけども、今回の横領事案につきましては、これを作成する際に発覚したということになっております。決算の記録ということになると、こちらの方になりますので、これ毎年出させていただいてるものを令和元年度から令和7年度分、載せさせていただいております。令和7年度についてはまだご説明させていただいておりませんけども、作成した時点のものを載せさせていただいております。

続いて、財務規則の方へ載せさせていただいております。

伯耆町の財務規則を載せさせていただきました。

入館料につきましては、町の手数料ということで入金をしますので、取り扱いについては、財務規則の方が元になっております。場所としましては、ちょっと色をつけていただいておりますが、直接収納という形になりますので財務規則の方で言いますと、37条のあたりになります。この辺の規定に従って、取り扱いをさせていただくのが本来ということになっております。先ほど手数料と言いましたが、使用料の方で入金の方はさせていただいております。載せさせていただいてる資料については以上になります。

その他、提出を求められている資料についてですが、順にちょっとご説明をさせていただきますと、重複いたしますが、(1) 番の7年間の入館者数については先ほどの一覧表の方でご確認いただけたらと思います。(2) の入館料収入についても同じでございます。3 番、金銭出納簿については、作成をしておりませんでした。日計表のみで管理させていただいております。あと (4) 番の領収書ということになりますが、領収書というものがございませんで、お金の仕組みとしましては、チケットを買っていただいて半券をちぎってお客様に渡す方と保管をする方となっております。

ちぎられた半券については、今日、こちらの箱に持ってこさせていただいておりますが、ちょっと保存年限の関係もありまして、令和元年度の物はございませんけども、令和2年度以降のものを持ってこさせていただいておりますので、ご確認をいただけたらと思います。

あと、日程表、月計表につきましては、日計表については、こちらの方、資料持ってきておりますので、またご確認いただけたらと思いますし、月計表については、データで作っておりますので、今回、先ほど収入済み金額の比較ということで、各年度ごとの表をつけさせていただいておりますが、こちらの方に月次の合計を載せさせていただいておりますので、そちらの方でご確認いただけたらと思います。

あとは(6)番、月次、年次決算資料ということで、月次の決算というのはございませんけども、年次決算資料ということで、町の決算資料の方、先ほどご紹介しましたが、載せさせていただいております。

7番、銀行の入金記録につきましては、一番最初に見ていただきました、何日に入金したという部分を載せさせていただいています。また、後ほどご説明しますが、本来であれば、銀行に入金した時点で、銀行の方で領収をついたものを残しておくのが本来の姿なんですけども、ちょっと今回探しましたが、そちらの方、残されてなくてですね。ちょっと見当たらないという状況になっております。あとは、金庫現金管理に関する規程ということで、財務規則の方は、先ほど見ていただきましたが、その他の特に美術館で別に定められているものは、今のところ見つけられておりません。という事になります。(9)番、監査検査記録ですけども、検査等、教育委員会としても行っておりませんで、監査につきましても、例月の監査で出てくるものについては、入金のみありましたけれども、その他には無い状況となっております。

参考ということで今日、財団の会計の方は、毎年監査をされてまして、そちらは、今回は、全く問題なかったんですけども、監査委員の記録の方はございますが、一般会計についてはない状況でございます。資料についての説明は以上となります。

合わせて、現金の扱いについて、説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（乾 裕君） よろしくをお願いします。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） そうしますと、実際に、現金は美術館の方でどのように取り扱っていたかということについても、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、令和7年度の年末ぐらいになるまで美術館の入館料については、基本的には現金のみで取り扱いをさせていただいていました。一部団体の場合にはですね、後日振り込みというものもありましたけども、基本的に一般の入館者の方については、窓口で現金でチケットを買って

ただくという方法のみになっておりました。これについて説明をさせていただきますが、当然入館者があって窓口で入館料をお払いいただきます。それを1日分をまとめまして、窓口の職員、会計年度任用職員になりますけども、そちらの方が、日ごとに入館者数、入館料を記載した日計表、後ほど確認いただきますが、日計表の方を作成しまして、現金については、封筒に入れて館長に渡すということにしております。

館長の方で、現金と日計表の確認をして、それぞれ押印をして確認を終えるということになっております。チケットにつきましては、種別がいろいろございますので、一般入館者でありますとか、団体でありますとか、小学生、高校生、いろいろありますので、区分ごとに、チケット半券の方に番号を振りまして、それぞれ日ごとにそれをまとめてそれを保管している状況になってます。そちらの方は、また後で見ていただけたらと思います。

館長の方で、日ごとの日計表に押印をしまして、現金については、その封筒のまま金庫の方に入れさせていただきます。

金庫に入れたものを、大体5日から10日程度は金庫の方で保管をしまして、その期間になりますと、このもう1回、別の会計の任用職員の方で、その5日なり10日なりの分の現金を、まとめまして、合計でいくらありますということで、ちょっと少し大きい封筒に入れまして金額を書いて館長の方にそれをお渡しをしております。

それを館長が金融機関に持って行って入金するというふうな仕組みだったんですけども、それを館長の方は、すぐに持って行かずに、またそれを金庫の方で保管するということをしてありました。ですんで、金庫の方に、先ほど見ていただきましたが1ヶ月なら1ヶ月でもっと長いときにはもっと長い期間で、金庫の方に保管したままにしておりまして、かなりの金額はその金庫の中に入っているという状況になっておりました。

今回の横領については、方法としましては、そこに入っている現金を、館長が金庫から抜き取って使っていたという事になっております。

ですんで、先ほど一覧見ていただきましたが収入額と実際の金額ということで、合計で2,600万程度差があるんですけども、実際に館長の方も、いくら使ったかというのは、聞き取りの際の確認をしましたが、把握をしておりません。あるお金を例えば5万円なら5万円とか、10万円から10万円を抜き取っていたということです。合計でいくら取っていたかというのは本人はもう認証しておりませんでした。そういう状況になります。

そこから現金を搾取して、ある、残ってる金額を入金をしていたということになります。

町の仕組みとして、その調定を起こして、その調定で起こした金額を入金するというのは本来のやり方なんですけども、美術館については、年度当初に、その年度の予算額をまず一括で調定しております。ですんで、大体 1,400 万とかですね、そういった金額を、まず、年度の頭当初に予算金額を調定だけ先に起こさせていただいて、その後の入金については、町の 3 連の伝票があるんですけども、それに入金額を手書きしまして、金融機関の方に持って行って、金額を納めるということをしていました。

ですんで、最終的に、当然、年度当初の調定金額と最後の年度の合計の入金額が、必ず違いますんで、年度末に実際の金額はいくらだったということで調定変更しまして、調定金額と入金額を合わせるという作業をしていました。ですんで、私は、管理職で、その上司にあたるんですけども、収入については、館長の決裁ということになってましたので、お恥ずかしい話、実際に確認するのは、年度末、決算時に、調定と入金額は合っているかということのみを確認するのみでしたので、もう入った金額に合わせて調定も変更し、残ってる金額に合わせて、決算資料の方も改ざんをするということで、7 年間私が見つからずおったということになっております。

大体、横領の出口といいますか、どういう形でお金を抜き取っていたかということについては以上になります。ですんで、一旦、口座に入ってるものをおろしたとかっていうことではなくて、ある現金を抜き取っていたので、実際、本人もいくら取っていたかというのは、わかっておりませんし、我々としては、今のところ、その日計表の積み上げを、今、改めてやり直しまして、本来この金額だけの確定させてますんで、その金額と町に今まで入っていた収入額、決算額の差額分については、本人の方からお返しいただくように、今後、取り組んでいきたいと考えております。説明については以上です。

○委員長（乾 裕君） そうしますと、ご説明をいただきました。

この説明ちょっと長かったんですけども、各委員の方で、聞いてみたいこととかありますか。
大森委員。

○委員（11 番 大森英一君） 日計表、改ざんで、館長が改ざんした数字と、実際の数字が会計年度職員の毎日の入館者数の表と、突き合わせたという話なんだけど、館長は改ざんする、それから、毎日の数のこれの根拠、裏付けっていうのは、実際どうなんですか。

つまり私が思うには、チケットの通し番号があると思うんだけど、その番号の確認が、飛んでおった場合なんかのチェックとかいうのは、実際どういうふうに判断されたのかっていうことがちょっと疑問に残るんだけど、そのあたりで説明ができますか。

○委員長（乾 裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 日計表につきましては、手書きですので、手書きで残っているものですので、ちょっと改ざんのしようはないというふうに考えております。

あとチケットの枚数につきましては、その区分ごとに人数が飛ばないように、ナンバーが振ってありますので、それを確認しているというふうに考えてますので、その当日時点で改ざんが起きたということはないというふうに考えております。

○委員長（乾 裕君） 大森委員。

○委員（11 番 大森英一君） チケットと実際の入金の額を確認をすれば、おそらく七年間っていうことにはならなかったんじゃないかということが言いたいんだけど、そのあたりの確認がどうなっとったかっていうこと。

○委員長（乾 裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） ですんで、日ごとの確認はできて、その時点でも、そのチケットとの突き合わせでやってませんので、あとは毎日表が積み上がっていった月計表を作った、という作業を毎月繰り返していくんですが、その例えば月計表を作った段階でも数字というのは変わってなくて、ただあの、また見ていただけたらと思いますが、実際に入ってる入館料と月ごと、ひと月ごととかですね、ふた月ごとに納められている入金額も違ってますので現金だけは抜き取られているので、データとしては正しいものがずっと残っていたというふうに考えています。

年度末に、おそらくですけど、最終的には合計金額が出ますんで、銀行に入金した額については、その金額に合わせて、月計表なりを改ざんをしていた。データですので、改ざんをして数

字を作っていたんじゃないかなというふうに考えております。毎月、月末に、例えばチケットを全部確認するとか。そういった作業ができてませんけども、日ごとの積み上げについては間違いなかったというふうに考えてますので、月ごとにやっていけば、おそらくわかってるでしょうし、例えば年ごとに、確かに全部確認しているのがわかっているんでしょうけれども、ちょっとそこまでのことをしていなかったということがあります。

○委員長（乾裕君） その他。杉本委員。

○（８番 杉本大介委員） 二つ聞かせていただきたいんですけども、１個は、ロードサービスのデータを取っておられて同時に、その数字との差異があったから、発覚したんだろう。ということだったんですけど、そのそっちのデータを取っていたっていうのは、この令和７年が、しょっぱなですか。それともそれ以前もそれを取っていたんだけど気づかなかったかどうか、まずは聞きます。

○委員長（乾 裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） これについては、平成３１年からずっと取ってあって、ずっとございました。ただ、その報告の担当は、作った数字を館長に上げて決済を取る。決算資料は館長が作ってそのまま上げるという形だったので、両方とも館長が最後に決裁をしてましたので、そこに差異があっても、わかるのは館長だけでして、おそらく、認知をしてたんじゃないかと思うんですけど、こっちの報告と決算が違うとわかっていたんじゃないかと思うんですが、両方とも本人が決済しますんで、そこはもうそのまま７年間通過してしまっていて、今回、館長変わって、決算の数字と初めての広告の報告の数字が違っているということに、客観的に気づいたということで、判明をしたということです。

○委員長（乾裕君） 杉本委員。

○（８番 杉本大介委員） 変わったことで、明らかになったということですね。もう一つ聞かせてもらいたいのは、現金を入館料で現金をいただいて、それを補完をされていて、それもしば

らく置いていたせいで、そういうつけ込む隙みたいなものができてしまったと思うんですけど、先ほど説明があった財務規則の直接収納第 37 条のところを、ちゃんと守ることができていれば、そういうことが起きない方が可能性が高いというふうな解釈でよかったでしょうか。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） あくまで現金の移動もありますので、間違いなくなかったかということはわかりませんが、例えば、先ほどご説明しましたが、年間一括で調定をまず起こして、入金だけしているっていうことだと、もう誰も確認が取れないので、今は、もうそういう形にしていますけども、その日ごとに入館料について調定を起こして、それを入金するという形であれば、この調定自体は、当然、教育委員会も通りますし、会計管理者もとおりますんで、そこに差異があれば、わかったんじゃないかというふうには考えていますし、当然抑止力にはなったんじゃないかというふうに考えております。

○委員長（乾裕君） その他、ご質問。長谷川委員。

○委員（7 番 長谷川満君） 令和 2 年の部分で、入場者数の差異はないが、しかし、収入済み金額が差異があるということで、詳細な資料を見ると、この観光券手数料の部分で差異が出てると、この辺の説明をもうちょっと詳しくしてもらってよろしいですか。

○委員長（乾裕君） はいはい。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） この手数料っていうのは、簡単に言えば割引でして、例えば障害者割引ですとか、あと先ほど言いましたロードサービスの会員割引ですとか、そういうのがございますので、それは入館者ごとに、何円マイナスになる、何円引くというのを一般の入館料計算した後で、差し引きという形で日計表の方を作っております。また、日計表を見ていただけたらと思いますが、そちらの方で、マイナスする金額の方を多く割引したことにして、人数を変えずに、入館料を減らせてみせる。という形を、令和 2 年度については取っていたので、この部分だけがマイナスが多くなっているという形になります。年によってやり方が

違っていて、最後の方はその入場者数とその割引料両方調整してますけども令和2年については割引料の方を実際よりも多く割引した形にして入館料を見た目上減らすようなふうに改ざんをされているということがあります。

○委員長（乾裕君） 長谷川委員。

○委員（7番 長谷川満君） ちょっとまた違った観点の質問なんですけれども、伯耆町民割引というのがあって、町民さんの声からすると、身分証だけ見せて中に入れることあったよみたいなことを言われてるんですよね、そういうことがあると、例えば、受付におられる、会計年度さんが昼休憩に行ってる時、館長がフロントに立って、お金のやり取りをしたということもあるのではなかろうかというふうに思うんですけれども、そういった場合に、例えば、町外県外の人からお金を預かって、ただ、この方は、町民でしたという記録、記録というか、そういった形で、その場でお金を取るというような形の数字に上がってこない部分ということもあるような気がするんですけど、その点については、仕組みとしてはどうなんでしょうか。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） シフトを組んでやるので、館長は窓口ですかとほぼなかったと思いますが、ただ言われるような方法がなかったかと言われるとちょっとそこについてはわかりません。正直。

○委員長（乾裕君） 長谷川委員。

○委員（7番 長谷川満君） レジ付近に防犯カメラとかそういった確認そういうものはなかったということですね。

○委員長（乾裕君） 吉野館長。

○説明員（館長 吉野真奈美君） 監視カメラシステムは、美術館内にありますが、展示室内とあとは受付に来られてるお客様の様子はわかるんですが、受付内の職員の手元が映るようなカメラは配置してないです。

○委員長（乾裕君） 長谷川委員。

○委員（7番 長谷川満君） その監視システムの記録というのが、令和元年まで一応残っているものかどうか、それとも残すシステムじゃないのかというのをちょっと伺いたいんで。

○委員長（乾裕君） 吉野館長。

○説明員（館長 吉野真奈美君） 監視カメラシステムデータを確認したんですが、容量の問題があって、この数週間しか直近数週間しか残っておりません。

○委員長（乾裕君） その他、何かございますか。永井委員。

○委員（12番 永井欣也君） 少しお聞かせいただきたいと思います。今資料を見させていただいて、今の改ざん後、改ざん前、差し引きといった表で、これはあくまでも、この事実ができたから作成した表であって、その実際にこの赤印になっているところが差異部分であったという表現ですけども、前館長が実際にお金を抜き取ったという回数的なものは、この中で把握はできないですね。どの時点でやっていたのかっていうのは、銀行に入金する前なのか、それまでもあったのか、それは確認できてないですか。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 実際にいつ抜き取ったかということは本人に聞き取りをしましたが、覚えていないということになります。抜き取るタイミングとしましては、先ほども言いましたけれども、日ごとのお金をある程度まとめて、大きい封筒に入れ直すんですけども、それを持って行かずに金庫に保管していたものから、抜き取っていたというふうに、本人

も申しておりますので、そういうやり方をしているということと、あとはその、どのタイミングでといいますか、本人も帳簿をつけてるわけでもなかったもので、足りなくなったら抜いていくという形になりますので、一体いつどれぐらいに取ったかというのは、ちょっと不明ということになっております。

○委員長（乾裕君） 永井委員。

○委員（12番 永井欣也君） もう一点、質問させてください。日計表というのがあってこれがベースになるということで、非常に重要なものだろうというふうに思います。

これ、今、資料で拝見すると、1ヶ月、いいですか、まとめた日計表になっていますけども、これは日々、実際には、後で見させていただければわかると思うんですが、これは日々作られているものなのか、それをまとめて日計表として、例えば、1ヶ月分をまとめて作っているのか、その形式、それから日計表は文書保存規程によると、実際には何年保存しなければならぬということになっているの。財務上の保存規定が適用されるのか、美術館としてそういう何か規定があって、別途残しておられるのか。これについて伺いをいたします。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） まず、日計表については、毎日作っております。毎日、その日が終わると締めて現金の面で半券をまとめて、日計表を作って、館長の方が確認をして押印をしております。そちらについては、また見ていただけたらという。あとは、その日計の保存年限については、すいません途中まで財団の方で運営をしていって、途中から町に変わったので、ちょっとはっきりその辺の取り扱いがわからないのと、すいません、今ちょっと保存年限がいくらというのがわからないんですが、一応開館当時から全部残っているというふうに、破棄せずにそのまま置いておるということになっておりますので、平成31年度から令和7年度についても全てありましたので、今日、コピーですけど持って来させていただいておりますので、確認いただけたらと思います。

○委員長（乾裕君） その他。森下委員。

○委員（6番 森下克彦君） 現金管理に関する仕組みでちょっと確認をするんですけど。先ほどご提示があった財務規則第37条ですね。そこで会計管理者、収納出納員というのは、収納があった場合にですね、特別な事情がある場合を除いては、当日ないしは翌日に出納する対象店に収納機関ですね、例えば、合銀とか〇〇銀行とかですね。ここに振り込まなければならぬということで、もう義務規定ですよこれね。にも関わらず、その仕事がされてなかったという事実で認識すればいいですね。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） その通りでございます。

○委員（6番 森下克彦君） それで先ほどのお話もあったけどそういう事情下にある中、年度初めに、この期間については、調定、要するに収納するときにはね、調定して収納するんでしょうけど、その調定を年度初めに、一括してやって、やられるとといった調定の事務が適切なんですか。まず。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 本来であれば、入金が発生した時点で、その金額について調定を起こして、それを収入するというのは本来の姿であるので、この年度初めに予算額を押して、入金だけしていくっていうのは、財務規則上は想定をされてない方法だというふうに考えております。

○委員長（乾裕君） 森下委員。

○委員（6番 森下克彦君） 本来その都度、調定すべきなんでしょうけど、それはやっぱり職員配置の状況とかに応じて、よって、日々できないということがあるんですかね。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 職員配置のこともあるかもしれませんが、日々の業務を経営するという意味で、その調定起こして決裁を取って入金というのはなかなか難しかったので、便宜上といえますか、このようなやり方をさせていただいておりましたけれども、結果これが良くなかった。ということと、正当なやり方でなかったということは言えると思う。

○委員長（乾裕君） 森下委員。

○委員（6 番 森下克彦君） 年度初の調定してしまうということは、この平成元年以前からもうそのように事務がなされたんですかね。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 調定については、やはり年度当初というのが、通例だったようです。ただ入金を毎日している年度もありまして、その、何日ぐらい金庫にストックしておくかっていうのは具体的に決まったものがなかったということでございます。

○委員長（乾裕君） 森下委員。

○委員（6 番 森下克彦君） 本来、規則 37 条によれば、要するに先ほどご説明したけど、日々払い込まなければならないという規定の中で、先ほど資料提示もありましたけど、まとまって収納してますわね。金融機関で、そのときにですね、本来、日々収納しなければならないとある中で、そうやって、今日は入っていないとか、いうことがですね、美術館以外ではわからないんですか。こちらの町の本庁の方の会計の方ではわからないんです。各出先機関の収納が日々行われているかどうかというチェックにはなってないですか。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） いろんな施設がありますんで、その施設から毎日入っていないというところまでは確認ができていなかった。

○委員長（乾裕君） 森下委員。

○委員（6番 森下克彦君） 毎日のチェックができてないいう事ですけども、一応連絡は来るようになっているということ、外部機関は今日払いましたよとかいうのは、何か来るんですか。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 金融機関の方に納められましたら、その日にはいきませんが、1日、2日後に何日に入金があったという報告は、銀行からこちらの本庁の方に伝票と一緒にいきます。

○委員長（乾裕君） その他。大床委員。

○委員（4番 大床桂介君） 前館長が7年間、館長としていらっしゃったということなんですが、前々館長からの引き継ぎの中で、例えば、前館長が実際に入金されていらっしゃったやり方と、前館長がやった入金の仕方っていうのが、これ違ってたのかどうかっていうのをちょっとお聞きしたい。そこはわかりますでしょうか。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） その辺のマニュアルについては、引き継ぎなりありますので、いただけたらと思いますが、前々館長については、ちょっとそこまで確認してませんが基本的には都度、入金をされておられました。調定については、年一括でしたけども、入金については日々入金の方されておりました。

○委員長（乾裕君） その他。大床委員。

○委員（4番 大床桂介君） 会計年度任用職員の方は、ずっと前々館長から同じ方が会計年度任用職員さんだったのかどうかというのをちょっとお聞きしたいんですけどいかがでしょう。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 入れ替わりがございますので、皆さんがみんな同じ方だったということは、ございません。

○委員長（乾裕君） その他。大床委員。

○委員（4番 大床桂介君） 例えば、近くで会計年度任用職員の方が毎日の日計を作られる中で、例えば前々館長がやっておられるやり方と、前館長がやっておられるやり方で、何か違いがあったらおかしいなってしまうこともあったような気がするんですけど、そういったなんて言うか、会計年度任用職員の方の何かそういった意見とかはなかったかどうかお聞きします。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） ちょっと、その辺の聞き取りをしてませんので、すいません。ちょっと、まだ、館長以外からの聞き取りを行ってなくてですね。そこら辺については、またということになると思います。

○委員長（乾裕君） その他ございますでしょうか。長谷川委員。

○委員（7番 長谷川満君） 今回、こういった横領の件に関しては、異動があるという館長の異動があれば、発覚するってところが容易に想像できるような気がするんですけども、それを犯してまで横領するという部分があったということで、例えば、今回ロードサービスと

つき合わせる行為っていうのは、毎回されることなのか、それは吉野課長だからされたのかっていうところも点を伺いたいと思います。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） ロードサービスへの報告については、館長決裁を経て報告してますので、本人はその数字が違っていたということはおそらくわかったというふう思っています。

○委員長（乾裕君） その他、ございますでしょうか。

○委員長（乾裕君） そうしますとですね、次のですね、3番目の提出資料の調査についてですけども、ここでちょっと、一旦ちょっと休憩したいと思います。

休憩 9:54

再開 10:09

○委員長（乾裕君） 再開いたします。

提出資料の調査でございますけども、報道各社におきましては、資料の撮影についてはですね、重ねて、個人情報の流出等も考えられますので、委員会の今後の調査の上で支障をきたす恐れがございますので、ご協力をお願いしたいと思います。

そうしますと、委員の委員会をですね代表しまして、上田博文委員と、それから杉田真也委員ですね、実際に資料を手にとっていただいて、確認をしていただきたいと思いますし、それに伴ってですね、説明員の方から、具体的に説明をいただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（乾裕君） 引き続き、質疑ができる環境でございますので、手を挙げて質疑をお願いします。

埴田委員。

○委員（1 番 堀田信二君） 次長の方から、入場券売上日計表と公会計収入状況というふうな資料を提示していただきましたけれども、もうちょっと具体的にこの中身を説明いただければと思います。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 令和7年度のものですけれども、こちらの方を使って説明させていただきます。これはですね左側の入場券売上に計上については、左から2番目の月日を書いてます。これ毎日の入館料を日計表から拾って入力したものです。

その右の売店売り上げについては、ショップの方の売り上げになるので、財団の方の会計になりますので、今は、ちょっとこちらの方考えずにやっていただけたらと思います。入館料について、例えば、一番ですと、4月2日に4万4200円の入館料が入ったということになります。実際に、この売り上げをいつ銀行に入れたかというのが、右側の公会計収入状況ということになります。これは、入金タイミングでしか数字が出てきませんので、令和7年度でいうと、5月14日に初めて入金をしてまして、これが161万9,750円ということになります。

ただ、これは比較のために途中で合計出してますけども、左側の表の入館料の日計表の集計につきましては、この日の前日までの売上料が315万7,950円入ってましたんで、本来ならこの数字がそのまま入金されなきゃいけないんですけども、このうちの161万9,750円だけが金融機関の入金をされていたというふうに見ていただければと思います。

順次、そういう形で、大体月1回程度入金はしてありますけども、ただその金額と実際の売上料が合わないということになります。中にはですね、例えばですけども、後半に行くとですね例えば、200万ぐらい、資料の200番ぐらいを見ていただけたらと思うんですが、11月の日計になりますけども、11月28日に259万820円という金はあるんですが、その間の入場料の売り上げというのは、117万1,050円しかありませんので、それよりもずいぶん多くの金額を入金しているということで、ある程度返したのかちょっとわかりませんけども、本来であれば入るはずのない金額が入っているというような状況も、今回初めて確認をさせていただいてわかったところでございます。表の見方としては、このようみ見ていただけたらと思います。

○委員長（乾裕君） 堀田委員

○委員（1 番 堀田信二君） 令和元年度の分で、1 ページ目、5 月 13 日に銀行に、同じ日に二回、入金されているっていうのがあるんですけどそれはどういうことなんでしょうか。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） これについては、銀行の入金の記録については、伝票ごとにされますので、ちょっと、なぜ、そうされたかはちょっとわからないんですけども、手書きの入金票を作って銀行に持って行くんですが、それを二つ持って行っているということです。ですんで、どこかで入れようと思ったものをまだ持ってて、新たに作って入れたとではないかとは思いますが、はっきりした理由はわかりません。

○委員長（乾裕君） 堀田委員

○委員（1 番 堀田信二君） この金額の差をチェックする機能はない。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 先ほども言いましたように、年度当初に一括で調定だけしてますんで、もう入金額を確認するしかなくて、特にチェックするものがございませんでした。

○委員長（乾裕君） その他。長谷川委員。

○委員（7 番 長谷川満君） 先ほど質疑が尻すぼみになってしまっていてあれなんですけど、異動の件で、吉野館長以外が、例えば館長に配置された場合、この問題に気づけていたかっていうところをまず伺いたいな。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） おそらく気づいていたんではないかと思います。

○委員長（乾裕君） 長谷川委員。

○委員（7番 長谷川満君） 誰が来てもわかるような、ロードサービスとの突合っていうものは、作業の中には入ってるっていうことなんですね。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） ロードサービスの報告については、担当が作って、最終決裁は館長が行いますので、その時点数字を把握しておりますし、決算資料は、館長が自分で作りますので、その数字と違っていれば、おそらく気づけたんではないかとは思いますが。

○委員長（乾裕君） 長谷川委員。

○委員（7番 長谷川満君） ちょっとまた別の観点の質問なんですけれども、先ほど日計表の中を見て、入金ของ公会計の入金の日等がずっと出ていると、で前々館長のときには、財務規定に沿った形で入金がされていたというところで、ここまで差が開くようになったら、受け取る側も、やっぱり違いがわかって、そこに注意する点があったんじゃないかと思うんですけどその点についてお願いします。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 前々館長のときも調定については一括でしてましたんで、入金を日々行っていたということになりますが、その差があったということ、入金の確認だけであれば、なかなかちょっと気付けたかどうかということは、私御法ではわかりません。

○委員長（乾裕君） その他ございますでしょうか。永井委員。

○委員（12 番 永井欣也君） 以前は、銀行への入金というのが割と日々なされたいところですが、前館長になってからは、結構まとめてということで、非常に回数が入金が少なくなりますよね。そうすると、銀行からの入金の通知がある頻度も、当然ながら少なくなっています。そのことについて、こちらもチェックする、受け取っている側、会計責任者は、何も気がつかなかったのか、何もその当時思わなかったかということについてはどうです。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 結果的には、これが7年間続いてましたので、気付けていなかったという事だと思います。

○委員長（乾裕君） 永井委員。

○委員（12 番 永井欣也君） その通知を受け取る場所ってというのは、どこの部署で受け取って、確認するっていう作業になるのでしょうか。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） もう入金だけですので、基本的には、会計課の方に直接金融機関から通知がいて、それでおしまいになります。

○委員長（乾裕君） 永井委員。

○委員（12 番 永井欣也君） 通帳入金の連絡銀行から通帳自体は館長が管理していたということで、通帳自体は、館長以外目にする機会ってというのは、チェックする機会ってというのはいつといつあるのでしょうか。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 町の一般会計になりますので、通帳の方は、館長は管理をしておりません。入金だけなんですけども、銀行から入金伝票が返ってきたものを、各課の方にお返ししますんで、実際は、それが保存してあるというのが本来なんですけども、今回それが見つからない状況だということです。

○委員長（乾裕君） 永井委員。

○委員（12番 永井欣也君） ということは銀行から会計課に来た振り込みの連絡表というのが会計課を通じて、美術館の方に帰ってきたということですか。それが保存されているのが確認できない。いうことで理解していいですか。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 本来であればそういう形になるのですけれども、実際残っている伝票が何枚かはあるんですが、全部は残っておりませんので、その適正に管理をされてなかったということです。

○委員長（乾裕君） 杉本委員。

○委員（8番 杉本大介君） 日ごとの入金ができなかったら、あつたわけなんですけどそれって、実際それに気づいていながら、わかっていながら、容認してしまっていた、黙認してしまっていたっていうことはないですか。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 日ごとに調定をしてないというのは、黙認をしたというか、そういうやり方をしていましたので、本来ではなかったというふうに思っております。あと入金のタイミングは、例えば、私であれば、入金については全くシステム上がってきませんので、決算時に見ていれば、おかしかったということはわかるかもしれませんが、そこまでの確認を取っておらず、年間の合計しか見てないという状況です。あとは入金のタイミング

で、その金額については、明らかになるんですが、受ける方も入金があったというような確認
しかしませんので、例えば、毎日であったものが毎月になったかっていうことがわかったかど
うかというのは、ちょっと何とも言えないところかなと思います。

○委員長（乾裕君） 杉本委員。

○委員（8番 杉本大介君） 例えば、ある程度、就労状況っていうのが目に見えていたら、館
長が点検に動いているとか、そういうのがわかるのかもしれないですけども、それすらもな
かなか見えなかったということですか。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 毎回調定が多分してあれば、この調定に対して入金がない
ということで、またわかったかもしれないんですが、そういうやり方をしてなかったので、な
かなかわからなかったということです。

○委員長（乾裕君） 永井委員。

○委員（12番 永井欣也君） 全職員には、おかしいなということで聞き取りをしたというこ
とですが、聞き取りをされた回数的には、何回ぐらい聞き取りをされて、内容的にはどこま
で、実際に事実を認めたということだけは、さっき報告がありましたけれども、そこまでの話
しかない。本人からは聞けてないということで理解していいですか。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 本人からの聞き取りについては、一度しか行っておりませ
ん。その際に金額の差額について、あと本人も認めましたけども、そういったことについては
認めましたけども、先ほども説明しましたが、いくら取ったかわからないということで、いつ
ておられます。あと使途につきましてとか、取ったタイミングについて、1回どれぐらい取っ

たかっていうのもお聞きはしましたが、本人もいつ取った方が覚えていない、ということでしたし、大体1回に5万円から10万円程度取ったということはお話をいただきましたけども、それがどの頻度だったとか、そういったことについては、本人もちょっと覚えていないということなのでわかっておりません。聞き取りの内容としましては、まず横領の事実があったかどうかというのが一番の争点でしたので、そこについては、確認をさせていただいているところです。

○委員長（乾裕君） 永井委員。

○委員（12番 永井欣也君） そうすると、今、いろいろ示していただいている資料、金額は約2,600万ということでの資料なわけですが、これについても本人が、これはあくまでも現在の教育委員会なりが作られた資料であって、日計表との差額から、求められた数字であって、これが明らかに前館長が認識している額であるということではないということですね。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） はい、そのようになります。

○委員長（乾裕君） 埴田委員。

○委員（1番 埴田信二君） 確認させてください。美術館の館長の役職は役場でいうと、どの階級になりますか。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 室長級になります。

○委員長（乾裕君） 埴田委員。

○委員（1 番 堀田信二君） 室長級ということで、その上に課長がいらっしゃると思いますが、課長がチェックするっていう機能はなかったという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 専決規定がありまして、入金の関係の調定、収入については、室長の専決事項でしたので、私のところまで、そちらについては上がってきません。

○委員長（乾裕君） 堀田委員。

○委員（1 番 堀田信二君） 7 年間のうち、次長が交代してるとは思いますけども、その間、財務規則に反していることには気づかなかったのでしょうか。前次長がそういうふうなことをしているということに気づかれなかったのでしょうか。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 今回は、改めて財務規則を確認したというのがございますが、通例で、ずっとそういうやり方をしましたので、これが違反しているかどうかというところまで、私については思いはいたっておりません。ちょっとその他の次長経験者がどのように考えられてきたかちょっとわかりませんが、少なくとも私については、そういう認識はございませんでした。

○委員長（乾裕君） 次ございますか。

ありませんか。

休憩します。

休憩 10 : 36

再開 10 : 39

○委員長（乾裕君） 再開いたします。

先ほどらい上田委員それから杉田委員からですね、委員会を代表して、実際にあの資料点検し、そして説明員からですね、直接説明を受けていただきました。上田委員の方からですね、結果報告いますか、そういったことも含めてですね、発言を求めたいと思います。

○委員（５番 上田博文君） 先ほど杉田委員と調査を行いました。その結果ご報告いたします。まず、まず気づいた点でございますが、当初、ロードサービスとの違いで発覚したいっていうぐらいの説明を受けまして、資料を確認しましたところ、ロードサービスの資料を作っておられたのが会計年度任用職員でございます。その方の資料と前館長が作っておられた資料との差がっていうので、お互いがそれぞれ通常違ったデータということで、この差で発覚したいということで、その資料をもとに確認させていただきました。

確かに数字が異なっておりまして、これはちょっとおかしいなということで確認したところでございます。それと横領の状態でございますけれど、一応、横領は令和２年の３月分からこれ始まっておりまして、令和２年度、こちらについても一応、町への入金につきまして、令和元年度におきましては、定期的に大体、毎月か半月に１回ぐらいで、町の方に入金があってございました。ただ、令和２年度以降につきましては、もう年度末とか年末に一括で入金してくるような状態になっております。こういったところで、どういうふうな実際、現金を管理しておられるかっていうところもちょうと、状況というのはちょっと非常にわかりにくいところがございます。

それと、あと令和４年、５年のへんで、一括して入金しておられますけど、同じ日に入金しておられるにも関わらず、小刻みに何か金額を分けて入金してはるっていうようなこともございまして、ちょっとこの状況、どうしてこういうことをされたかいうのをちょっと不明なところもありました。あと日計表ですけど、日計表の人数、これ今、先ほど半券の方とチェックさせていただきました。半券の方に通し番号をずっとつけておられまして、その半券の番号と、日計表の人数とこれとチェックして、間違いなくこれは正確に計算できる金額、数字だっていうふうな方とも確認をさせていただきました。大体、以上のような状況でございます。

○委員長（乾裕君） ありがとうございます。実際に金額の差異があったという部分については確認できたという事でよろしいですか。

○委員（5 番 上田博文君） 差異につきましては、会計年度任用職員の方の作られた資料と前館長の作られた資料には、間違いなく差異があることは確認させていただきました。

○委員長（乾裕君） 委員各位の方で何か、質疑ございますか。今の報告に対して。

○委員長（乾裕君） よろしいでしょうか。異議はないという事でよろしいでしょうか。

○委員長（乾裕君） よろしいですか。じゃ異議はないという事でございます。

○委員長（乾裕君） そうしますと、再度、今日、説明員お二方来ていただいておりますけど、まだ聞き逃した点がございましたら、この場でですね、お聞きになっていただきたいと思いますのですが、何かございますか。

○委員長（乾裕君） 大床委員。

○委員（3 番 大床桂介君） ちょっと確認なんですが、あの今日の調査内容の中の財団の図録等の販売に関わる経理は、適切であったかどうかのもう 1 回ちょっと教えていただけたらと思うんですが。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） ご説明しておりませんでした。財団については、同じように確認しましたが、金額に差異はございませんでしたので、財団の経理について間違いなかったということです。

○委員長（乾裕君） 大床委員。

○委員（3 番 大床桂介君） 品物が出て行ったものと、金額が間違いがなかったっていうことで最終確認されたってことでよろしいでしょうか。

○委員長（乾裕君） 本庄次長。

○説明員（教育次長 本庄直哉君） 財団の方も日計表をつけておりますし、財団はレジで管理してましたので、レシートも残っております。そちらの方の金額を確認しましたが、差異はございませんでしたので、こちらについては、不正はなかったと考えております。

○委員長（乾裕君） その他、何かございますか。

○委員長（乾裕君） 無いようですと、次に進みたいと思います。

3番でございます。今後の日程についてでございます。次回はですね、令和8年10月5日、月曜日、午前9時から第4回目の調査特別委員会を開催したい。予定しております。

どうかよろしく願いいたします。これについてご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（乾裕君） 続きまして、4番は、その他ですけれども、何かございますか。

○委員長（乾裕君） 其山副委員長。

○副委員長（2番 其山守美君） 今日、説明資料を基に説明していただいて、いろいろなことがわかってきました。一つにはやっぱり横領の事実っていうのが、数字の差異からわかってきたということがあると思います。それから、入館者数であったり入館料であったり、いうようなところから出てきたものであります。しかしながら、話をいろいろ伺っている中で、まだまだ究明されていない、現金と管理がどうだったかわかりにくいであるとかですね。不規則な町の会計の入金状況というようなことも出てまいりました。私は、また、そのあたりをもっと、やはり、該当者本人をですね、証人として、この百条委員会に出頭を要求していく必要性が高まったのではないかなと私は感じたところでございます。改めて町の管理体制、管理監督体制とか、それから内部統制の問題もありますが、それは次回10月5日以降に具体的な資料や説明を求めて究明していくところであるんですけれども、私は、一つその他という項目ではござ

いますけれども、本人の出頭要求、必要があるのではないかなという意見を申し延べたいと思います。

○委員長（乾裕君） 今、副委員長の方からそういったお話が出ましたが、これについては皆さん、そうしましたらですね。今、意見として承りたいと思います。

次回の第4回につきましては、その調査の視点、なぜ7年間発見出来なかったかについて調査したいと思いますし、決算資料の改ざんについての調査、あるいは関係者への聞き取りとして、副町長、総務課長、教育長、教育次長、この4人の方に説明員として、次回は来ていただきたいと思っております。調査の内容は、別紙百条委員会についての2番と3番ということでございますので、よろしくお願いをいたします。

これ以降、第4回以降につきましては、1ヶ月2回程度、調査委員会を開催をして、引き続き調査を続けていきたいと思っております。本日は以上のところで、会を閉じたいと思います。どうも皆さん、お疲れ様でございました。

（午前10時50分閉会）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

植田正治写真美術館公金横領事件

調査特別委員会 委員長 乾 裕